自殺未遂者支援事業《IRIS》

**資料　２－７**

【目　的】

自殺未遂者は、１年以内に再企図に至るリスクが高いため早期支援が必要である。行政機関が自殺未遂者の所在を把握することは限界があるため、自殺未遂者が搬送される救命救急センターとの連携体制の構築が重要。自殺未遂者支援センターIRISを設置し自殺未遂者への支援を通じて救命救急センターと地域の医療機関、関係機関との連携体制を構築する。

【内　容】

関西医科大学総合医療センターにPSWを配置し、救命救急センター（６か所）に搬送された自殺未遂者を医療機関・相談機関につなぐとともに、定期的にフォローアップを行う。

1. 自殺未遂者への支援

６救命救急センターに搬送され支援の同意を得た未遂者を医療機関・相談機関につなぐとともに、定期的にフォローアップ

1. 事例検討会及び研修会
2. 会議の開催
3. 事業の検証

【期　間】　平成２７年１月～平成３１年３月

【実　績】

■事業同意数　１００件　　（事業同意は平成３０年９月まで）

■性別・年齢・転帰　（平成３１年１月末時点）



【まとめ】

縦割り行政から漏れる人たちのワンストップの相談窓口として、同意者ごとに支援方法を決定し介入した。自殺企図の原因は、救命救急センターで話す表向きの理由と、時間をかけて関わってこそ見えてくる真の理由があり、何も困っていないと述べても、生活の場で相談を聞くことで、見えなかった問題が見えてくることがあった。支援から漏れている人たちと一緒に考え問題を整理し専門の機関に繋いだ。

一方、医療・福祉だけでは解決できない問題を抱えていることも多く、カンファレンスや研修会を通して、法律専門家やグリーフケアを担当する臨床宗教師、宅地建物取引士、搬送業者などを含めた支援ネットワーク作りを目指した。